

## 55

## 生活支援サポートセンター事業



高齢者の方の日常生活におけるちょっとした困り事に対して、研修を受けたサポーターが訪問し、お手伝いをします。

利用者の方は30分100円を負担し、サポーターは活動時間に応じてポイントがたまり、商品券に交換できます。

## ▶ 対象者

## 利用者

- ① 65歳以上の高齢者で、要介護・要支援認定を受けている方
- ② 事業対象者の方
- ③ 町が指定する基準に該当する方

## サポーター

- ① 18歳以上の方
- ② 社会福祉協議会が主催する研修会を受講し、登録した方

## ▶ 内容

利用者は、30分100円の利用料がかかります（事前に利用券を購入）。

サポーターは、活動30分ごとに1ポイント（100円分）のポイントが付与され、5ポイント（500円分）から町内で使える商品券に交換できます。

## 問い合わせ先

保健福祉課 高齢者相談係 電話 77-8383  
1階4番窓口

## ▶ 申請に必要な物

- 申請書（事前に健康調査などによる判定が必要です）

## 高齢者・障がいのある方

## 56

## 移送サービス事業



傷病等により通常の交通手段での移動に制約がある高齢者および障がい者を支援します。

## ▶ 対象者

- 介護保険法に定める要介護者および要支援者、総合事業対象者
- 身体障害者福祉法に定める1級および2級の障害者手帳所持者
- 内部障害、精神障害、知的障害により公共交通機関を利用することが困難な者

## ▶ 申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑
- 介護保険被保険者証および障害者手帳等の写し

## ▶ 支援内容

利用料金は、2kmまで260円です。以降、1km毎に120円が加算されます。通院や買い物などで利用できます。

## 問い合わせ先

津別町社会福祉協議会 電話 76-1161



## バス無料乗車券交付事業



高齢者および障がい者に対し、バス無料券を交付します。

### 対象者

満70歳以上の方（年度途中で70歳になった場合は誕生月の翌月分から対象）

- 身体障がい者手帳の交付を受けている方で、障がい等級が1級、2級若しくは3級の方またはその介護者
- 知的障がい者と判定され療育手帳の交付を受けている方またはその介護者
- 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方

### 支援内容

年間36枚(地域により交付枚数が変わります)  
(北見バスの美幌・津別線、開成・津別線で使えます)

### 申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑



#### 問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381  
1階6番窓口



## 除雪サービス事業



町内に身内のいない障がい者および虚弱高齢者に対して、冬期間でも安心して生活できるよう除雪サービスを実施します。

### 対象者

- 町内に身内のいない障がい者および虚弱な高齢者

### 申請に必要な物

該当される方は、地区担当民生委員または福祉担当までお問い合わせください。

### 支援内容

除雪の方法として、人材活用センターや農家等へ委託します。

- 積雪量が15cm以上に達したとき
- 強風等により吹き溜まりができたとき



#### 問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381  
1階6番窓口



## 59 通院等交通費助成事業

在宅の高齢者および身体障がい者に対し、通院または入退院にかかる交通費の一部を助成します。

### 対象者

町民税非課税世帯の高齢者および身体障がい者手帳の交付を受けている方で、次の事項に該当する方

- 町内に子どもが住んでいなく、同居の家族がいても通院等の手段がない方
- 町内の医療機関で受診する診療科目がなく、医師の指示により、北見市（常呂、留辺蘂を除く）、網走市、大空町および美幌町の医療機関に通院が必要な方
- バスを利用し、町内の医療機関で通院等が必要な方



#### 問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381  
1階6番窓口

### 助成内容

#### バスおよび鉄道を利用できない方

▶利用したタクシーまたはハイヤー、福祉有償運送利用料金の2分の1の金額

#### バスを利用できる方

▶バス利用料金の2分の1の金額。ただし、バス利用の方は、週1回以上の治療を継続して必要とする方で、消化器内科、腫瘍内科、循環器内科、脳神経外科、泌尿器内科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線および麻酔科の診療科を受診する方に限ります。

### 申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- 申請者の本人確認ができるもの



## 60 寝たきり老人等介護手当支給事業



在宅の寝たきり高齢者や重度心身障がい者、特定疾患者の介護者に対し、介護の労をねぎらい、介護手当を支給します。

### 対象者

- 65歳以上の寝たきり高齢者（常時介護を必要とする人）を介護している方
- 65歳未満の寝たきり重度心身障がい者および寝たきり特定疾患者を介護している方
- 支給条件
  - ▶6か月以上寝たきり老人（常時介護を必要とする人）を介護している方
- 介護の要件
  - ・食事に介護がいること
  - ・入浴に介護がいること
  - ・常時おむつ、便器を使って排せつ等に介護がいること
  - ・トイレに行くのに介護がいること
  - ・着脱衣に介護がいること

### 支援内容

- 月額6,000円、9月と3月に支給

### 申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑



#### 問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381  
1階6番窓口